令和 4 年 9 月 1 6 日内 閣 官 房内 閣 府

経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針

1 プログラムの特徴

- 我が国の経済安全保障を確保・強化する観点から先端的な重要技術について、国が研究 開発ビジョンを提示し研究開発を推進することで、当該技術の獲得を目指す。
- 研究開発ビジョンの検討にあたっては、各府省のシーズ及びニーズに加え、令和5年度の立上げを目指し令和3年度に開始した安全・安心に関するシンクタンク機能等の調査結果・提言、大学等における基礎研究、SBIR(Small Business Innovation Research)制度を踏まえたスタートアップ技術開発動向、AI戦略や量子技術イノベーション戦略等の個別の各種戦略、海外動向や国際協力の可能性等を総合的に考慮し、技術の進展等に応じた機動的かつ柔軟な設定を指向する。
- 研究開発の開始にあたっては、研究開発ビジョンに示される支援対象とする重要技術や重要技術となり得る要素技術等について、研究開発構想として個々に示し、重要技術の獲得を目指す比較的大規模な研究開発プロジェクト、及び、重要技術となり得る要素技術等や研究開発プロジェクトの高度化に資する要素技術等の獲得を目指す個別研究について、いずれも公募により研究開発課題を選定した上で、研究開発を推進する。また、いずれも、獲得を目指す技術の特性や技術成熟度等に応じた、画一的ではない公募・採択規模・推進形態を指向する。
- 研究開発の推進の過程では、必要に応じて研究から開発に至るプロセスを技術成熟度に応じた技術的な「ステージ」に区切り、ステージの間に「ゲート」を設け(以下「ステージゲート」という。)、技術ステージ毎の目指すべきマイルストーンに対する研究開発プロジェクトまたは個別研究の達成度合い等を評価する仕組み(以下「ステージゲート法」という。)を採用し、技術の進展に合わせた段階的な運用・評価を行う。
- また、研究開発ビジョンを達成する観点から、必要に応じ、獲得を目指す技術の進展に合わせて FA 間で連携して一体的に支援を行う、あるいは、個別研究の成果や他事業の成果であって重要と考えられる先端技術について進行中の研究開発プロジェクトに取り込む、さらには、研究開発プロジェクト化する等といった、研究開発構想の実現に係る当初内容を超えた機動的かつ効果的な連携構築や支援といった措置をとる。
- 研究開発成果は、民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省・機関において公的利用につなげていくことを指向し、国主導による研究開発成果の社会実装や市場の誘導につなげていく視点を重視する。このため、研究開発の過程においては、情報

管理を適切に行いつつ、個別の研究開発課題毎に、シーズとニーズのマッチング等を図るため、研究開発の実施側と関係府省・機関や民間部門との意見交換を積極的に促進する。意見交換においては、技術を守る観点で、個別の技術の特性や技術成熟度等に応じ段階的に行う適切な技術流出対策・イノベーション推進方策も含めたオープン・クローズ戦略についても検討する。

- また、本プログラムは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)に基づき、指定基金として指定されることが想定されており、指定基金協議会で共有される機微な情報に対する守秘義務、研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置(以下「安全管理措置」という。)など、経済安全保障上の観点が求められるとともに、安全保障貿易管理制度に関する法律上必須とされる取組や研究インテグリティとして求められる取組についても、研究機関において適切に取り組むことが重要である。
- 技術の進展や経済安全保障上の幅広いニーズに対応するため、複数年度にわたって柔軟かつ機動的な運用を可能とする基金制度のメリットを活かし、研究開発構想の実現に係る機動的かつ効果的な措置をとりながら、研究開発開始時点から最大 10 年間の支援を行う。

2 定義

- **研究開発ビジョン**: 我が国の経済安全保障を確保・強化し課題解決する観点で獲得すべき先端的な重要技術を示す文書。
- 研究開発構想:研究開発ビジョンに示される支援対象とする重要技術や重要技術となり得る要素技術等に関する、具体的な研究開発の構想を示す文書。このうち、重要技術の獲得を目指す比較的大規模な研究開発プロジェクト(以下「プロジェクト型」という)の研究開発構想を「研究開発構想(プロジェクト型)」という。研究開発プロジェクトの高度化を図り得る、あるいは、単独で重要技術となり得る要素技術等に関する研究開発(以下「個別研究型」という)の構想を示すものを「研究開発構想(個別研究型)」という。個別研究型には、技術の特性等に応じて比較的中小規模のプロジェクト的な推進を図る研究開発も含まれ得る。
- **研究開発課題**: 研究開発構想に基づき採択されるプロジェクト型及び個別研究型の個々 の研究開発
- **統合イノベーション戦略推進会議**:「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣 議決定)に基づき、同戦略を推進するため、内閣に設置された会議
- **経済安全保障推進会議**:「経済安全保障推進会議の開催について」(令和 3 年 11 月 19 日 内閣総理大臣決裁)に基づき、経済安全保障の取組を強化・推進するため開催される会

議

- プログラム会議:本プログラムの推進のため開催される内閣官房、内閣府、文部科学省、 経済産業省及び学識経験者等で構成される会議
- 研究推進法人 (Funding Agency: FA):基金を管理・運用し本プログラムにおける研究 開発の推進に係る業務を担う機関。本プログラムにおいては、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)をいう。
- プログラム・ディレクター (PD): FA によりそれぞれ任命され、当該 FA が推進するプロジェクト型の進捗管理・評価等を推進する者。
- プログラム・オフィサー (PO): FA によりそれぞれ任命され、当該 FA が推進する個別 研究型の進捗管理・評価等を推進する者。
- **意見交換会(協議会)**: 内閣官房及び内閣府が、関係府省及び FA の参画も得て、文部科学省及び経済産業省と共同で開催する会議体。研究開発構想毎に、研究開発を代表する者として相当と認められる者(例えば、研究代表機関、研究代表者、PD、PO)、FA、FA の所管府省、内閣府その他必要と認められる者による意見交換を行う。必要に応じ、シンクタンクや潜在的な社会実装の担い手として想定される、あるいは研究開発に関係し得る、関係府省・機関や民間部門等を、その同意を前提に加えることができる。

3 研究開発ビジョンの決定

- 統合イノベーション戦略推進会議及び経済安全保障推進会議による合同会議(以下「合同会議」という)が、国家安全保障会議での経済安全保障に係る審議を経た上で、研究開発ビジョンを決定する。
- プログラム会議において、我が国の経済安全保障を確保・強化する観点から先端的な重要技術についての研究開発ビジョン案を検討する。研究開発ビジョン案の検討においては、民生利用のみならず公的利用につなげていく社会実装を指向する観点から、各府省のシーズ及びニーズに加え、令和5年度の立上げを目指し令和3年度に開始した安全・安心に関するシンクタンク機能等の調査結果・提言、大学等における基礎研究、SBIR(Small Business Innovation Research)制度を踏まえたスタートアップ技術開発動向、AI 戦略や量子技術イノベーション戦略等の個別の各種戦略、海外動向や国際協力の可能性等を総合的に考慮し、技術の進展等に応じた機動的かつ柔軟な設定を指向する。
- プログラム会議は、プログラムの進捗状況を踏まえつつ、社会環境の変化や技術の進展等に応じ、研究開発ビジョンに示す支援対象とする重要技術や重要技術となり得る要素技術等の追加・変更を含む研究開発ビジョンの改定案を検討する。

4 研究開発の推進体制

- 研究開発ビジョン及びプログラム会議の議論に基づき、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、関係府省と協力して研究開発構想を策定し FA に提示する。
- FA は、国から示された研究開発ビジョン及び研究開発構想に基づき、公募により研究 開発課題を採択するとともに、その進捗管理・評価等の責務を担う。
- 研究開発の過程において、内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、研究開発 課題の実施側と関係府省・機関や民間部門等との意見交換を積極的に行うための意見 交換会(協議会)を開催する。

(1) 合同会議

- 「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」(令和 4年6月17日内閣総理大臣決定)に基づき、合同会議は、次に掲げることを任務と する。
 - ✓ プログラム会議の検討結果を踏まえ、国家安全保障会議での経済安全保障に 係る審議を経た上で、研究開発ビジョンを決定する。

(2) プログラム会議

- プログラム会議は、次に掲げることを任務とする。
 - ✓ 合同会議で研究開発ビジョンを策定するにあたり、その案及び改定案を検討し、とりまとめる。
 - ✓ 本プログラムの運用・評価指針を検討し、とりまとめる。
 - ✓ 合同会議で決定された研究開発ビジョンの達成と研究開発成果の着実な社会 実装を推進する。プログラム会議の学識経験者等は、本プログラム全体の推進 に関し、大局的な見地から助言を行う。
 - ✓ 研究開発構想の策定にあたり、研究開発ビジョンの達成の観点から確認し、必要に応じ改善を内閣府、文部科学省及び経済産業省へ指摘・助言する。
 - ✓ また、研究開発ビジョンの達成の観点から、必要に応じ、FA 間で連携して一体的に支援を行う、あるいは、個別研究等の成果を研究開発プロジェクトに取り込む、さらには、研究開発プロジェクト化する等といった、研究開発構想の実現に係る当初内容を超えた機動的かつ効果的な措置の必要性を検討するとともに、FA 所管府省及び FA による当該措置に係る提案を確認し、必要に応じ改善を FA 所管府省へ指摘・助言する。
 - ✓ 必要に応じ PD 等の報告を求め、研究開発の進捗状況を確認するとともに、大

- 局的見地から PD 等に助言する。
- ✓ 研究開発ビジョンの達成の見通しを踏まえ、本プログラム全体の推進に関し、 本プログラムの継続・終了を含め必要な措置の案を検討し、とりまとめる。
- ✓ 研究開発ビジョンに基づく研究開発及び社会実装の進捗状況等について、原 則として毎年度、合同会議に報告する。
- ✓ 以上を行うため、必要に応じ専門家を含むワーキンググループ(WG)を設置する。

(3) 関係府省

- 関係府省は、民生利用のみならず公的利用につなげていく研究開発成果の社会実装を指向する観点から、プログラム会議に対し自らのシーズ及びニーズに係る情報を提供する。
- 内閣官房及び内閣府は、関係府省及び学識経験者等から構成されるプログラム会議 を開催するとともに同会議の事務に共同であたる。
- 研究開発ビジョンに係るプログラム会議の議論に基づき、内閣府、文部科学省及び経済産業省は、関係府省と協力して研究開発構想を策定し FA に提示する。
- FA を所管する文部科学省及び経済産業省は、内閣官房及び内閣府と共同し、プログラム会議における議論等を踏まえつつ、本プログラムにおいて民生利用及び公的利用を見据えた研究開発が適切に行われるよう、研究開発構想毎に意見交換会を設けるなど、研究開発ビジョンの達成と研究開発成果の社会実装に向け、関係する研究開発を戦略的かつ一体的に推進するとともに、研究開発に参加する者の適切な技術流出対策の促進に必要な事項を含め、プログラムの推進に関し、所管する FA に対して必要な指導及び助言を行う。

(4) FA

- FAは、次に掲げることを任務とする。
 - ✓ 研究開発ビジョン、研究開発構想に基づく研究開発の運営・統括を担う。
 - ✓ 研究開発構想(プロジェクト型)を推進するための者として PD を、研究開発構想(個別研究型)を推進するための者として PO をそれぞれ任命する。なお、必要に応じて、複数の研究開発構想を 1 名の PD 又は PO が担うことも可能とする。さらに、必要に応じ、これらの者を補佐する者を任命できる。
 - ✓ PD·POと協議の上、それぞれの研究開発課題を公募・採択する。
 - ✓ プロジェクト型、個別研究型いずれの場合においても、それまでの意見交換会 における意見交換結果も踏まえ研究開発課題の評価を行い、継続・終了等の方

針を決定する。その際には、以下の点を踏まえるものとする。

- ➤ 研究開発の継続が妥当と評価される場合は、次の技術ステージでの推進計画の妥当性等も判断する。
- ▶ 終了又は他事業への移行等が妥当と評価される場合は、それに対する必要な措置等を検討する。
- ✓ 研究開発課題について、研究開発構想の実現に係る当初内容を超える措置が 必要と認められる場合には、FA所管府省と協議する。
- ✓ PD・PO とも協力し、研究開発課題における個別の技術の特性や技術成熟度 等に応じ、参加する者が適切な技術流出対策を導入できるよう助言する。
- ✓ 研究開発課題の技術の進展に合わせて FA 間で連携して一体的に支援を行う にあたって、円滑にこれが進むよう事務的な調整・橋渡しを行う。
- ✓ PD・PO に事故又は欠員が生じた場合又は任務を果たせていないと判断した 場合には、速やかに新たな PD・PO を任命する。
- FA は、任務を行うに当たり、関係府省や他の研究推進法人等と連携しながら取組を 進めるとともに、評価作業の効率化等により、研究者が研究に専念できる環境づくり に努める。また、研究の公正性の確保に向け、委託先等での研究活動の不正行為及び 研究費の不正使用等を未然に防止する取組に努める。

(5) PD

- PD は、次に掲げることを任務とする。
 - ✓ 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想(プロジェクト型)の実現に向けて、 FA が採択するプロジェクト型の研究開発課題の選考を推進し、その進捗管理・ 評価等を指揮・監督する責務を担う。
 - ✓ 研究開発ビジョン及び研究開発構想(プロジェクト型)の趣旨、また、国内外の研究開発動向等を踏まえて、より実効性を高めるため、FA 所管府省及び FA のサポートのもと、採択後、研究開発を開始するにあたり研究開発課題の達成目標を含む研究計画の調整(以下、この研究計画の調整を「作りこみ」という)を実施する。
 - ✓ 担当する研究開発課題の進捗状況を常に把握し、プログラム会議の求めに応じて、当該会議に対し、その進捗状況報告を行う。また、FA所管府省の求めに応じ、同意の上、関係する意見交換会に参加する。
 - ✔ 研究開発ビジョンの達成等の観点から行われるプログラム会議からの助言に加え、シーズとニーズのマッチング等の観点から行われる関係する意見交換会での意見交換結果について、FA所管府省及びFAのサポートを得て、科学的・技術的な妥当性を担保しつつ、可能な限り、全体として体系的な推進がな

されるよう反映を図る。さらに、担当する研究開発課題の進捗状況等に応じて、個別研究型で実施する研究開発課題等との連携構築、一部研究成果の先行的なデモンストレーション等を機動的かつ柔軟に推進する。その際、当該技術の本質的な技術的価値や優位性を引き出すとともに、短期的な市場の動向等に左右されず、将来的な公的利用の可能性や優位性の獲得も見据え、適切な社会実装等を促進することに留意する。

✓ その他、担当する研究開発構想(プロジェクト型)の推進に必要な事項を行う。

(6) PO

- POは、次に掲げることを任務とする。
 - ✓ 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想(個別研究型)の実現に向けて、FA が採択する個別研究型の研究開発課題の選考を推進し、その進捗管理・評価等を 指揮・監督する責務を担う。
 - ✓ 採択後、研究開発を開始するにあたり研究開発課題の作りこみを実施するとと もに、担当する個別研究型の特性に応じ、幅広い複数の研究開発課題を採択する 場合は、ポートフォリオを戦略的に構築し、体系的に推進する。
 - ✓ 採択する研究開発課題の特性に鑑み、予算等の規模を抑えた上で実現可能性調査(Feasibility Study)から開始し、その後の進捗状況に応じて、資金配分を見直す形態を導入できるものとする。
 - ✓ 担当する研究開発課題の進捗状況を常に把握し、プログラム会議の求めに応じ、 当該会議に対し、その進捗状況報告を行う。また、FA 所管府省の求めに応じ、 同意の上、関係する意見交換会に参加する。
 - ✓ 研究開発ビジョンの達成等の観点から行われるプログラム会議からの助言に加え、シーズとニーズのマッチング等の観点から行われる関係する意見交換会での意見交換結果について、FA 所管府省及び FA のサポートを得て、科学的・技術的な妥当性を担保しつつ、可能な限り、全体として体系的な推進がなされるよう反映を図る。さらに、担当する研究開発課題の進捗状況等に応じて、プロジェクト型で実施する研究開発課題等との連携構築、一部研究成果の先行的なデモンストレーションを機動的かつ柔軟に推進する。その際、当該技術の本質的な技術的価値や優位性を引き出すとともに、短期的な市場の動向等に左右されず、将来的な公的利用の可能性や優位性の獲得も見据え、適切な社会実装等を促進することに留意する。
 - ✓ その他、担当する研究開発構想(個別研究型)の推進に必要な事項を行う。

(7) プロジェクト型の研究開発課題

- 研究開発課題の実施責任者(以下「研究代表者」という。)の所属する機関は、国内に研究開発拠点を有し、日本の法律に基づく法人格を有している機関とする(以下「研究代表機関」という)。また、研究代表者及び主たる研究分担者は日本の居住者であることとする。(ここで言う居住者とは外為法の居住者(特定類型該当者を除く)であること。)
- 研究代表機関及び研究代表者は、次に掲げることを任務とする。
 - ✓ PD の指揮・監督の下、研究開発構想の実現に向け責任を持って研究開発を推 進する。
 - ✓ FA等の助言に基づき、研究に参加する機関・研究者のそれぞれが、当該研究開発に関わる者の適切な技術流出対策に係る体制を整備するとともに、研究インテグリティの確保に努め、適切な安全保障貿易管理を行うよう、これらを推進する。
 - ✔ その他、プロジェクト型の遂行に必要な事項を行う。

(8) 個別研究型の研究開発課題

- 研究開発課題の実施責任者(研究代表者)及び主たる研究分担者は日本の居住者であることとする。 (ここで言う居住者とは外為法の居住者(特定類型該当者を除く)であること。) 研究開発課題の実施責任を法人が担う場合(この場合もこの法人を「研究代表者」という)、当該の法人は国内に研究開発拠点を有し、日本の法律に基づく法人格を有している機関とする。
- 研究代表者は、次に掲げることを任務とする。
 - ✓ POの指揮・監督の下、研究開発を推進すること。
 - ✓ FA等の助言に基づき、当該研究開発に関わる者の適切な技術流出対策に係る体制を整備するとともに、研究インテグリティの確保に努め、適切な安全保障貿易管理を行う。
 - ✓ その他、個別研究型の遂行に必要な事項を行う。

(9) 意見交換会(協議会)

- 意見交換会に関する事項は以下のとおり。
 - ✓ 潜在的な社会実装の担い手として想定される関係府省・機関や民間部門の潜在 的あるいは顕在的なニーズを踏まえ、科学的・技術的な妥当性を確保しつつ、研 究開発プロジェクト及び個別研究が推進されるよう意見交換を行う。

- ✓ 意見交換会は課題横断的な事項の意見交換を行う全体会議と、個々の研究開発 構想や必要に応じた領域毎の分科会を設けることができる。また、個別研究型に 係る意見交換会については、個々の個別研究型の技術の特性や技術成熟度等を 踏まえて画一的でなく柔軟に開催頻度や参加者等を検討し開催する。
- ✔ 意見交換においては、以下について取り扱う。
- ① 研究開発の実施側の要望に応じた各府省のニーズ情報等を含む、研究開発に有用な情報の収集・整理・分析に関すること。
- ② 研究開発の進捗に応じた研究開発体制など、研究開発の効果的な促進のための方策に関すること。
- ③ 社会実装に向けた活用可能性や社会実装に向けた研究開発以外の取組、関係機関の支援の在り方など研究開発の内容及び成果の取扱いに関すること。その際、個別の研究開発課題や技術の内容に応じた、社会実装に向けた規制緩和や国際標準化の適切性・可能性及びそれに対する支援についても考慮する。
- ④ 技術を守り育てる観点で、個別の技術の特性や技術成熟度に合わせ段階的に行う 適切な技術流出対策・イノベーション推進方策も含めた適切なオープン・クロー ズ戦略等、安全管理措置に関すること。
- ⑤ その他研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項。
- 意見交換会に参加する者は、意見交換で知り得た情報について適切に安全管理措置 を講ずるとともに、意見交換会において合意された内容が推進されるよう努めるも のとする。
- 意見交換会の運営の詳細については別途規約を定める。
- なお、本プログラムが、「経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく指定基金として指定された際には、本意見交換会を同法において規定される「協議会」と読み替え、同法に基づき運用する。

5 研究開発の実施方法

(1) 公募・採択

- FA は、プロジェクト型、個別研究型の研究開発構想毎に、それぞれ担当する PD・PO と協議の上、研究開発課題を公募・採択する。
- この際には、担当する PD・PO と協議の上、民生利用のみならず公的利用につなげていく研究開発成果の社会実装を指向するとともに、経済安全保障上の観点が求められるといった本制度の趣旨を踏まえ、適切な評価体制を構築するものとする。

- 公募・採択における評価は以下の視点を含むものとし、本視点に基づき、FAはPD、PO、FA所管府省及び関係府省と連携して、詳細な評価基準を別に定めるものとする。
 - ① 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた達成目標の妥当性並 びに多様な分野における研究成果活用の実現可能性
 - ② 研究開発課題の達成目標に向けた実施内容の妥当性
 - · 研究開発項目 · 内容
 - · 実施体制
 - · 研究資金計画
 - 安全管理措置の計画

(2) 研究開発の実施

- 各研究開発課題の実施期間は原則5年以内とし、必要に応じて継続も可能とする(なお、研究開発構想毎に別に実施期間を定める場合もある)。研究成果については公開を基本とする。
- PD 及び PO は、担当する研究開発課題にかかるプログラム会議の助言や意見交換会での意見交換を踏まえた対応(研究開発課題の運営等の改善、資金配分の見直し等)について、FA と協議する。また、研究開発課題の進捗状況等に応じ、研究成果のオープン・クローズ戦略を含め、機動的かつ柔軟に当該の研究開発課題を指揮・監督する。
- 研究代表機関又は研究代表者は、プログラム会議における助言や意見交換会における意見交換結果を踏まえ、FA及び担当するPD・POの承認の下、研究開発の進捗状況等に応じて研究開発課題の加速、減速、一部研究成果の先行的なデモンストレーションや社会実装等を機動的かつ柔軟に推進できるものとする。
- 研究代表機関等は、研究開発の状況に応じ、例えば、クロスアポイントメント制度を 活用するなどして参画する研究者を雇用する等、研究開発を推進するために必要な 措置を講じる。
- FAはPD・POと協議の上、研究開発の進捗に応じて、担当する研究開発課題について、協議会の他、シンポジウム等の形で外部有識者及びニーズを有する関係府省・機関や民間部門を対象にその進捗状況や成果を共有する会を設けることができる。

(3) プログラム会議への進捗状況等の報告

● PD 等は、プログラム会議の求めに応じ担当する研究開発課題の進捗状況等を同会議 に報告する。また、上記(2)の通り、プログラム会議における助言等を踏まえた対 応を図る。

(4) 実施期間

- 研究開始時点(研究開発構想において最初の研究開発課題を開始した時点)から最大 10年間の支援を可能とする。
- プログラム会議は、研究開始時点から5年を目途に研究開発課題の進捗状況の報告等を踏まえて研究開発構想に対する進捗状況や、今後の研究開発ビジョンの達成の見通しを評価した上で、研究開発ビジョンの継続・改定・終了の案を検討し、合同会議に報告する。

6 研究開発の評価等

(1)評価(中間・事後評価等)

- 研究代表者は、自己評価を毎年実施するものとし、これを PD 又は PO に報告する とともに、FA が実施する外部評価に協力するものとする。
- FA は、担当する PD 又は PO と協議の上、適切な外部評価体制を構築し、研究開発課題の評価(ステージゲート法による評価を含む)を実施する。評価結果は、当該研究開発課題の予算配分を含めた研究計画に反映するものとする(加速、減速、中止を含む)。
- 外部評価の実施時期は、原則、研究開発の開始から3年目及び当該研究開発の終了年とするが、さらに5年を超えて継続する研究開発課題については終了年までの間に1回以上設けるものとする。具体的な時期については、担当するPD・POが採択時点でマイルストーンを含む研究計画とともに調整した上で、FAが決定するものとする。

(2)評価の視点

- 評価は以下の視点を含むものとし、本視点に基づき、FA は PD、PO、FA 所管府省 及び関係府省と連携して、詳細な評価基準を別に定めるものとする。
 - ✓ 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた研究開発課題の達成目標や内容の妥当性
 - ✓ 研究開発課題の達成目標に向けた進捗状況(国内外とも比較)及び今後の見通し (含む、多様な分野における活用の実現可能性)
 - ✔ 研究開発課題における実施体制の構築状況

- ✔ 研究資金の効果的・効率的な活用
- ✓ 国民との科学・技術対話に関する取組
- ✓ 意見交換会において合意された内容の進捗状況

(3) 評価結果の取扱い

- 研究開発課題の外部評価の結果については原則公開する。
- PD 等は、外部評価の結果をプログラム会議に報告する。FA は、同評価の結果や同会議の指摘・助言を踏まえて、PD・POと協議した上で、研究開発課題の継続、終了等(ポートフォリオの見直し等)を決定する。
- FA は、研究開発終了から一定期間経過後の可能な範囲で追跡調査を行い、研究開発 課題の成果のフォローアップを行う。

7 研究開発の対象経費

- プロジェクト型及び個別研究型の推進に必要な経費及び研究開発ビジョンの策定等に 資する調査研究に必要な経費は、本プログラムのために FA に造成された基金の取り崩 しにより措置する。対象経費は、以下の経費を含むものとし、支弁し得る経費の内訳詳 細は FA が定める。
 - ① 研究開発の実施に要する経費
 - ② 研究開発マネジメントに要する経費
- 間接経費の額は、直接経費の 30%に当たる額とし、大学・研究開発法人等以外に関しては、研究開発構想において事業の性質に応じた設定ができることとする。さらに、大学・研究開発法人等がプロジェクト型に参画する場合においては、その経費の使途に鑑み、作り込み等における FA と研究代表機関の協議において直接経費の 30%を上限とした適切な額を設定するものとする。
- 知的財産権の出願に係る費用(以下「知的財産権経費」という。)及び適切な情報管理 に必要な費用は、委託研究契約等における研究開発経費(直接経費)として支出するこ とができるものとする。また、研究開発課題終了後の知的財産権経費は、委託先である 各研究開発機関が負担する。

8 知的財産権等の取扱い

- 知的財産権は、産業技術力強化法第 17 条を適用し、委託先である研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属させることを基本とする。
- 意見交換会での意見交換も踏まえ、研究代表機関、研究代表者は、PD・PO と協議の

上、研究開発ビジョンの達成や、民生利用のみならず公的利用につなげていく研究開発成果の社会実装を指向するという本プログラムの趣旨に則り、知的財産の利活用方針を定める。手続き等の詳細はFAが定める。

- 研究実施により得られる知的財産権の移転、専用実施権の設定・移転には、全て FA の 事前の承認を必要とするものとする。
- 管理対象データは、FAからの委託先である研究開発機関又は同機関に所属する研究者が、その責任において、各機関のデータポリシー等に基づき管理する。オープン・クローズ戦略に基づき管理対象データの保存・共有・公開等の区分を明確化し、研究データ基盤システム等の活用により、必要な範囲で研究データの公開を行う。

9 利益相反の取扱い

● PD・PO は、研究開発課題の採択に関与し、進捗管理・評価等を担うことから、自らが研究開発課題の研究者として参画することは原則不可とする。他方、PD・POと研究開発課題の参画者及び参画する研究開発機関との利益相反に関する対応については、我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識の結集を目的とした当該プログラムの趣旨に鑑み、画一的な基準によって判断するものではない。このため、FAが、FA所管府省と協議し、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参画可否を適切に判断するものとする。詳細はFAが公募要領等において定める。